



「土木構造物設計マニュアル（案）―土工構造物・橋梁編―」及び 「土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）」について（通知）

技術基準の種類:技術管理
通知日:平成11年12月16日

管 第 560 号
平成11年12月16日

部 内 各 課 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

} 様

土 木 部 長

「土木構造物設計マニュアル（案）―土工構造物・橋梁編―」及び
「土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）」について（通知）

このことについて、構造物の単純化、プレキャスト化、使用材料の標準化・規格化等の視点を設計に取り入れることにより、総合的なコスト縮減を図るため、下記のとおり適用することとしたので、貴所属関係職員に周知してください。

記

1 概 要

(1) 「土木構造物設計マニュアル（案）―土工構造物・橋梁編―」

「土木構造物設計ガイドライン」（平成8年6月）に基づき、側こう・擁壁・カルバート、橋梁上部・下部構造について、コスト縮減の具体策を策定したもの。
なお、当マニュアルは「道路土工―擁壁、カルバート指針」及び「道路橋示方書」等の関連諸基準に準拠している。

(2) 「土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）」

上記（1）の対象構造物のうち、場所打ち方式によるボックスカルバートならびに片持ちばり式擁壁について、設計・施工上のポイント等を詳細に示したもの。

2 適用日

平成11年12月20日以降新規に設計に着手するものから適用することとする。

2 その他

当該対象工事については、現場説明書等で、構造設計内容（単純化構造であり、積算で考慮している旨）を明示すること。

(参 考)

現場説明書等の記載例

当工事における、【ボックスカルバート、L型・逆T式擁壁、逆T式橋台、張出し式・壁式橋脚】の設計は、「土木構造物設計マニュアル（案）―土工構造物・橋梁編―」に基づいており、従来型よりも構造物形状等を単純化している。

よって、型枠工歩掛については、従来の土木工事標準標準積算基準書（I）よりも、歩掛の低減を行っている。

管 第 561 号
平成11年12月16日

部 内 各 課 長
(建築・住宅課を除く)
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫路鳥取線用地事務所長

様

土 木 部 長

「土木構造物設計マニュアル（案）－土工構造物・橋梁編－」
に基づく構造物の工事積算歩掛について（通知）

平成11年12月16日付管第560号による「土木構造物設計マニュアル（案）－土工構造物・橋梁編－」に基づき設計された、ボックスカルバート、L型・逆T式擁壁、逆T式橋台、張出し式・壁式橋脚の工事積算歩掛について、下記のとおり適用することとしたので、貴所関係職員に周知してください。
なお、これに伴い平成11年3月25日付管第854号「道路橋示方書（平成8年12月改訂）に基づいた設計成果による工事発注の運用について(通知)」は、廃止します。

記

1 積算方法

場所打ち方式による鉄筋構造物における「型枠工」の製作・設置・撤去の労務人員歩掛（円形型枠、化粧型枠を除く）は、表－1のとおりとする。
なお、上記適用範囲以外は土木工事標準積算基準書（1）によるものとする。

表－1 型枠工 労務人員歩掛
(単位：人)

型 枠 工 (100㎡当たり)	平均設置高 4 m未満	世 話 役	3. 6
		型 枠 工	14. 5
		普通作業員	7. 7
	平均設置高 4 m未満	世 話 役	3. 1
		型 枠 工	14. 5
		普通作業員	5. 9